

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要
綱

1 改正の理由

矢橋帰帆島公園および苗鹿公園について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成30年滋賀県条例第43号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成31年10月1日から施行することとします。

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

旧				新				
本則および付則 省略 別表（第10条、第11条、第20条関係） 1 矢橋帰帆島公園 (1) テニスコート等				本則および付則 省略 別表（第10条、第11条、第20条関係） 1 矢橋帰帆島公園 (1) テニスコート等				
区分		金額		区分		金額		
テニスコート	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	平日	円 1面1時間につき 330	テニスコート	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	平日	円 1面1時間につき 320	
		休日等	同 500				休日等	同 480
	その他の場合	平日	同 670				平日	同 650
		休日等	同 920			休日等	同 890	
プール	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）		1人1回につき 300	プール	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）		1人1回につき 320	
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者		同 380			高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者		同 410
	その他の者		同 540			その他の者		同 580
グラウンドゴルフ場	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	平日	同 640	グラウンドゴルフ場	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	平日	同 680	
		休日等	同 760				休日等	同 810
	その他の者	平日	同 990				平日	同 1,060
		休日等	同 1,110			休日等	同 1,190	

キャン プ場	児童等	日帰り	1人1回につき	130
		宿泊	1人1泊につき	250
	その他の者	日帰り	1人1回につき	190
		宿泊	1人1泊につき	380
おもしろ自 転車	幼児等	1人30分につき		200
	その他の者	同		300

(2) 相撲場および大はらっぱ広場

区分			金額
相撲場	本土俵 (以下「入場料等」という。)を徴収しない場合	入場料またはこれに類する金銭 幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に 1時間につき	円 620
		その他の場合	同 1,420
		入場料等を徴収する場合	同 8,500
	屋内練習場	入場料等が1,000円以下の場合	同 17,020
		入場料等が1,000円を超える場合	同
		幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に 使用する場合	同 310
	その他の場合	同 440	
大はら っぱ広場(貸 切り使用 の場合に 限る。)	入場料等を徴収しない場合	平日	同 1,360
		休日等	同 2,050
切り使用 の場合に 限る。)	入場料等を徴収する場合	平日	同 2,730
		休日等	同 4,070

キャン プ場	児童等	日帰り	1人1回につき	140
		宿泊	1人1泊につき	270
	その他の者	日帰り	1人1回につき	210
		宿泊	1人1泊につき	410
おもしろ自 転車	幼児等	1人30分につき		190
	その他の者	同		290

(2) 相撲場および大はらっぱ広場

区分			金額
相撲場	本土俵 (以下「入場料等」という。)を徴収しない場合	入場料またはこれに類する金銭 幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に 1時間につき	円 660
		その他の場合	同 1,520
		入場料等を徴収する場合	同 9,090
	屋内練習場	入場料等が1,000円以下の場合	同 18,200
		入場料等が1,000円を超える場合	同
		幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に 使用する場合	同 330
	その他の場合	同 470	
大はら っぱ広場(貸 切り使用 の場合に 限る。)	入場料等を徴収しない場合	平日	同 1,450
		休日等	同 2,190
切り使用 の場合に 限る。)	入場料等を徴収する場合	平日	同 2,920
		休日等	同 4,350

	入場料等が 1,000円を超える 場合	平日	同	5,450
		休日等	同	8,160

(3) ゲートボール場および多目的グラウンド

区分		金額	
ゲート ボール 場	平日	1面1時間につき	円 380
	休日等	同	500
多目的 グラウ ンド	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	平日	同 440
		休日等	同 620
	その他の場合	平日	同 800
		休日等	同 1,200

(4) 管理センター

区分	金額	
	昼間利用	宿泊
和室	1室1時間につき 280円	1人1泊につき 680円

2 苗鹿公園

区分		金額	
テニス コート	幼稚園等が幼児、児童または生徒 を対象に使用する場合	平日	円 1面1時間につき 190
		休日等	同 250
その他の場合	平日	同 380	
	休日等	同 500	

注1から注11まで 省略

	入場料等が 1,000円を超える 場合	平日	同	5,830
		休日等	同	8,730

(3) ゲートボール場および多目的グラウンド

区分		金額	
ゲート ボール 場	平日	1面1時間につき	円 410
	休日等	同	530
多目的 グラウ ンド	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	平日	同 470
		休日等	同 660
	その他の場合	平日	同 860
		休日等	同 1,280

(4) 管理センター

区分	金額	
	昼間利用	宿泊
和室	1室1時間につき 300円	1人1泊につき 730円

2 苗鹿公園

区分		金額	
テニスコ ート	幼稚園等が幼児、児童または 生徒を対象に使用する場合	平日	円 1面1時間につき 200
		休日等	同 270
その他の場合	平日	同 410	
	休日等	同 530	

注1から注11まで 省略